

徳島県教育委員会規則第一号

徳島県教育委員会の採用に係る技能労務職員の給与に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和五年二月二十一日

徳島県教育委員会教育長 榑 浩 一

徳島県教育委員会の採用に係る技能労務職員の給与に関する規則の一部を改正する規則
徳島県教育委員会の採用に係る技能労務職員の給与に関する規則（昭和三十四年徳島県
教育委員会規則第十号）の一部を次のように改正する。

第一条中「及び第十五条」を「第十五条及び附則第二項」に改める。

別表その二の表中「調整基本額表」を「調整基本額表（定年前再任用短時間勤務職員以外
の職員）」に改め、同その二の表の次に次のように加える。

その3 調整基本額表（定年前再任用短時間勤務職員）

職務の等級	調 整 基 本 額
1 級	5,800円
2 級	6,100円
3 級	6,700円
4 級	7,300円
5 級	8,200円

備考 職務の等級は、技能労務職員の給与に関する規則別表第一の給料表の職務の等級
を示す。

附 則

この規則は、令和五年四月一日から施行する。